

公共工事における快適トイレについて

(令和7年10月策定)

○背景

建設業の働き方改革を推進し、建設業が抱える担い手不足や労働環境の改善を図ることを目的として、公共工事において快適トイレを試行的に導入します。

○対象工事

- ・市が発注する全ての工事とする。ただし、以下の工事は除く
 - ※快適トイレの設置が物理的に困難な場合
 - ※諸条件により設置の必要性が低い場合
 - ※その他、対象外とすることが適当な場合

○制度の概要

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みを進めるため、男女ともに快適に使用できる仮設トイレを「快適トイレ」と名付け、導入を開始します。

○快適トイレに求める機能

- ・必須機能：洋式便器、水洗・簡易水洗、臭気防止、施錠、照明、荷物置き
- ・付 属 品：男女別表示、目隠し設置、サニタリーボックス、鏡・手洗い、除菌用品
- ・推奨仕様：室内 900×900mm 以上、室温調整設備、着替え台、擬音装置等

○適用日

令和7年10月単価を適用する工事から適用